白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の概要

1　改正の理由

重度心身障害者医療費の受給資格の確認が紙の受給者証だけでなく、マイナンバーカードにより可能になること及び関係法令の一部が改正されることに伴い、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するものである。

2　改正の概要

⑴　第３条関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法の改正により新たに開始する制度である特定地域障害福祉サービス及び特定地域介護保険施設について、対象者の条件に反映するため、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例中、第３条第１項について改正を行うものである。

⑵　第７条関係

現在は紙の受給者証により行っている重度心身障害者医療費の受給資格の確認を、マイナンバーカードでも行えるよう、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例中、第７条の見出し及び同条第１項について、改正を行うものである。

3　施行期日

公布の日から施行する。ただし、第３条の改正規定は令和９年４月１日から施行する。